

## 英國における婚外子とその両親

### C. ラ イ ト

#### はじめに

イギリスでは、結婚や家族に関する考え方が、この数十年で著しく変化を遂げてきた。結婚するカップルの数が確実に減少する一方で、同棲は、選択肢の一つとして、また法的な結婚の前段階として受け入れられてきた。ますます人々は法的に結婚することなく、子どもをもつようになった。全出生数に占める婚外出生の割合は、1961年の5.7%から1998年には37.7%となっている<sup>1</sup>。これらの子どもたちのほとんどは、一緒に住む両親の間に生まれている。1997年の婚外出生のうち、80%が両親によって登録され、約60%が同じ住所に住む両親によって登録されている<sup>2</sup>。非婚のシングルマザーの数は劇的に増加し、今日では、シングルマザー全体の40%を占めているが、そのほとんどは、同棲関係の解消によるものである<sup>3</sup>。

非婚のシングルマザーとその子どもは、昔は差別によって非常に苦しめられたが、この数十年は生き方の選択として、許容的な態度で扱われるようになってきている。しかし同時に、こうした急速な態度の変化は、特に社会福祉予算経費に関連して、“モラルパニック”を招いた。福祉コストを埋め合わせるために、非婚の父親に、特に養育費を払わせることによって、自分の子どもに対

1 Calculated from population statistics. *Annual Abstract of Statistics* (2000:47).

2 *Social Trends* 31 (2001:50)

3 Wallbank (2001:39).

する責任をとらせるという試みに感心が払われてきた。法律では、子どもの福祉が最優先されることが詠われている。しかし、1989年の the Children Act (児童法) と、同居していない親から行政機関である養育費徴収機関の設立をめぐる状況を見ると、現実はもっと複雑である。

## 1. 人口統計学的推移の社会的背景

過去、イギリスでは、婚外での出生であることが長期にわたってその母と子が差別される原因となってきた。歴史上、男女二人を結ぶ方法は地域や社会階級によって異なった。例えば、目撃者の前でお互いに約束することもあった。しかし、1753年の結婚法 (The Marriage Act) が設立されてから、牧師が昼間に実行する結婚式だけは法律上に認められた。つまり、法律婚とキリスト教の実践は直接に結ばれていて、結婚とは聖なる結合であった。離婚は罪と思われ、結婚を解消するために、法令は必要だったので、ほとんどの人々に離婚は不可能だった。18世紀から、結婚した男性は、妻と家族に対して排他的な法的権利を所有していた。これは「父権」として知られている。1882年以前は、女性とその子どもも含め、結婚生活でのすべての物は、文字通り夫に帰属していた。しかし、法律は、次第に妻をより公平に扱うように改正されていった。

キリスト教の影響で、婚外性的関係や婚外出生は、神様に対する罪深いものと考えられるようになった。非婚の母はその「罪」の責任を一人で背負わされた。教会で目撃者の前で悔い改めされた。婚外子は墓石なしで、教会の境の外側の神聖でない土地に埋葬されることになった<sup>4</sup>。牧師さんは婚外子の洗礼を行うことを拒否する場合もあった。このような扱いには婚外出生を妨げる働きがあった。

婚外妊娠を処分する方法は様々だった。「ショットガン結婚」<sup>5</sup>（できちゃつた結婚）が行われていた場合があった。つまり、妊娠した女性と結婚するよう回りの人たちから相手の男性に対する圧力がかけられた。結婚できなかつた場合、妊娠の段階で、中絶することもあった。それは1967年までイギリスでは法律批判だったにもかかわらず、毎年何千件があつただろう<sup>6</sup>。もちろん、女性の体にとって大変危険なことだった。または、第三者による養子縁組は、婚外子のためには最善の選択であると一般的に見なされていた。場合によって、婚外子は“baby farming”という慣習で、田舎に住んでいる雇われた養母に育てられたが、放置されて死亡したケースが少なくなかったそうだ。婚外子は時々自分の母親の弟や妹として育てられた。その他の選択肢としては、間引き（幼児殺害）あるいは遺棄があった。

20世紀前半まで、非婚の母親は、不道徳であり、精神病であると見なされた。婚外妊娠は、精神病院での無期限勾留、あるいは救貧院（workhouse）での留置という結果になることもあった。救貧院は刑務所に似た施設で、非婚の母親はそこで重労働を強いられた。子どもたちは孤児院に収容され、母親たちは子どもから引き離され、子どもにはめったに会えなかった。この考え方は1913年の精神健康法で制度化された。1970年代でも、非婚の母親の中には依然として精神病院に監禁されている者が見受けられた。第二次世界大戦後1950年代から60年代にかけて、妊娠した非婚の女性は、主にカトリック教会によって運営される母子ホームで、秘密裡に子どもを産むように家族から圧力をかけられた。母親に祈りや宗教の教えを通して、母親を道徳的に「改心」させ、赤ん坊のために養子先の家庭を見つけることが行われてきた。

しかし、男女関係に関する考え方は次第に変化していき、特に1960年代の

5 その女性の父親が男性に銃口を向けているという意味で、「ショットガン結婚」と呼ばれた。

6 Hartley 236-7.

「性革命」以降、大きく変化した。社会の考え方におけるこうした変化によって、婚前のセックスや妊娠の比率が高くなった。1960年代以降、避妊方法が進歩し、中でも避妊用ピルが広く用いられるようになったことが、「ショットガン結婚」の規範の崩壊に一役かった。科学技術によって人工中絶や避妊が安易になったため、妊娠させた父親も社会も、今や無計画な妊娠は完全に女性の側の問題であると見なすようになった。

その他にも様々な要因が、母子家庭の増加を説明する重要な要因として考えられる。例えば、女性の高学歴化、家庭外での雇用機会の増加、それに伴う経済的自立の增大などである。男性がこれらの変化する状況に対応できず、男女関係がぎくしゃくし始め、多くの女性にとって結婚が魅力的な選択肢ではなくなくなった。さらに、1970年代から1980年代の高失業率により、男性の一家の大黒柱としての能力が衰えたことが、「男性は働き手、女性は主婦」という規範の崩壊を助長した。その結果、一部の女性、特に年齢の高い専門職につく女性にとっては、母親になりたいということが、結婚することとそれほど強く結びつかなくなってしまったのである。

そのような変化とともに、婚外出生に対する社会のステigmaは、次第に減少していったが、婚外子と非婚シングルマザーの増加も部分的に関連している。非婚シングルマザーの家庭が「問題のある家庭」としてみなされなくなったものの、1980年代から1990年代にかけて、新しい型の偏見が出てきた。福祉予算のなかで、シングルペアレント家庭に向けられる割合が高くなるにつれて（実際には1980年代の間に2倍以上に増加した）、非婚の母親は、男性とではなく、むしろ国家と結婚するのだと非難された。非婚シングルマザーは社会問題であり、社会にとっての脅威とみなされるようになった。子どもの非行化は、母親が非婚で出産したことに原因があるとみなされた。子どもたちは、父親の影響を欠くために社会に適応し損ねたのだと思われた。古くからの慣習に関する考え方を反映して、保守党国會議員のジョン・レッドウッドは、1995年に非婚シ

ングルマザーの子どもを、母の同意がなくても強制的に養子縁組することができるという提案したほどである。

保守党政府とその後である現在の労働党政は、さまざまな法改正を通じて、いわゆる「シングルペアレント家庭の脅威」に対応してきた。法改正の中でも最も重要なものは1989年の児童法である。その法律について述べる前に、イギリスのコモンロー（習慣法・判例法）における婚外子の法的地位の変遷について、特に子どもの父親との法的関係を見ておこう。

## 2. 婚外子と非婚の父親の法的地位における変遷

イギリスのコモン・ローのもとでは、子どもは、妊娠あるいは出生の時点で両親が結婚していた場合にのみ嫡出であるとみなされ、婚外子は、私生児(bastard)、あるいは誰の子でもないもの(filius nullius)と呼ばれて、父親の財産を相続したり、父親から扶養を受けたりすることはできなかった。婚外子の父親は子どもに対する責任や権利を持っていなかった。子どもは、法律上は、父子関係も母子関係も全くなく、すべての血族にとっても同様だった。1926年以降、婚外子は、生まれてから、両親の結婚によって嫡出と認められるようになった。1969年に、非嫡出子は両親が遺言を残さずに死亡した場合、相続する権利を与えられた。1987年の改正家族法では、子どもの相続は親の結婚有無と関係ないことに認められて、婚外子に対する差別をしないようになった。

1989年の児童法は、子どもにさらなる権利を与えた。今日では、親の権利より、子どもの福祉は法のもとで最優先されるものだとみなされており、そのことが子どもの養育に関する裁判判決の土台になっている。これは「福祉の原則」として知られ、この法律の第1条第1項で述べられている。実際には、血縁の親は子どもに対して最高の世話をできる人物であるという基本的な原則に基づ

いて、裁判は行われている。子どもが害を受ける危険が証明されない限り、子どもを親から引き離すことはできない。裁判では、子どもの福祉が声高に呼ばれているが、何が本当に子どもにとっての最善であるかを見極めることはきわめて困難である。

児童法第2条第1項では、「親責任」(parental responsibility)という用語が導入された。その用語は、子どもの福祉に基づく決定であるという事実を強調し、親は子どもに関する権利をもつよりもむしろ子どもの福祉を保証する義務があるということを示しそうとしている。親責任をもつ人物が、子どもの面倒、保護、養育やしつけの責任をもつ。その人は子どもがどこで暮らし、どの学校に通うか、どの宗教を信仰するかといった、日常のあらゆる事柄についての決定を下す権利をもつものと思われている。

1989年の児童法によると、次の人物が親責任をもつ：

1. 父母が結婚している場合、血縁上の両親。改行する離婚しても、親責任を失わない。婚姻中の女性が出産した場合、反対の証拠がない限り、その女性の夫が生きてきた子どもの父親であると、法律では推定されている。また、出生証明書に名前が記載されている男性が父親だと見なされているが、夫以外の名前を出生証明書に記載することが長年に渡って制限されてきた。
2. 婚外子の場合、産みの母親。子どもを養子縁組に出す場合、親責任を失う。
3. 婚外子の遺伝子上の父親は親責任をもっていないが、次の二つの方法のいずれかによって親責任を獲得できる：
  - a. 父親は、母親の同意のもとで、裁判所を通して親責任をもつことができる。毎年、3000件が同意している<sup>7</sup>。
  - b. 裁判所がそうすることが子どもの最善の利益になると信じる場合、母親の要望に反しても、裁判所は父親に親責任を与える決定ができる。たと

---

7 Cretney (2000:219)

えば、父親が実際的及び経済的支援で、子どもの生活全般に渡って支援を行ってきた場合は、子どもに対する傾倒として解釈される。この決定は、毎年約5500件行われている<sup>8</sup>。父親が本当に子どもとの関係を維持することを望んでいるように見受けられる場合、父親からの申請はほとんど否定されない。しかし、裁判所は子どもの最善の利益の観点から、こうした決定を停止させることもできる。

4. 遺伝学上の両親以外の人物が親責任をもつこともある。養父母、両親によって任命された後見人、里親である。養子縁組によって、その他の人物がそれまでもっていた親責任は無効になる。血縁上の両親は子どもとの接触を求めたり、養子縁組を無効にしたりしてはならない。裁判所の同意によってのみ親責任を放棄したり譲渡したりできる。それによって、子どもが個人的に養子に出されたり売られたりするのを防いでいる。なお、非婚およびホモセクシュアル・カップルは、二人で養子縁組をすることができない。

このように、1989年の児童法には、両親の婚姻状況に基づく子どもの区別が残っており、婚外子の父親は自動的に親責任を得る資格がなかった。この区別は、例えば、母親がレイプや近親相姦によって妊娠した場合や第三者と結婚した場合などに、血縁的父子関係が母子の生活の安定を脅かさないようにするために政府は説明している。1998年には、非婚の父親の名前が出生届に書かれた場合、その父親が親責任をもつことが政府に決められた。非婚の父親の名前は、たとえ父子関係が法的に証明されても、父親自身の承諾がなければ子どもの出生証明書に記載できない。父親の名前を出生証明書に載せるためには、婚外子の父母が一緒に役所に出向き、そこで出生登録用紙に署名しなければならない。イギリス人の父親と外国人の母親の間に生まれた婚外子の場合は、イギリス国籍を獲得できない。

科学的検査、すなわち血液検査や最近のDNA検査が可能になったことによ

---

8 Cretney (2000:221) .

って、現在ではほぼ正確に遺伝子上の父親を判定することができる。男性はこのような検査を受けることを拒否する権利を持つが、裁判所はこのような権利の行使自体を父親であると認めたに等しいと扱っている。

精子提供者による人工授精 (AID: Artificial Insemination by Donor sperm) を受けた女性の夫またはパートナーは、彼がその治療に同意しなかったと証明されない限り、子どもの父親として扱われる。なお日本の場合、法律婚カップルしかAIDは許可されないが、イギリスでは同棲カップルやシングルの女性でもAIDを受けることができる。精子提供者は、認可された施設でAIDによって生まれた子どもの法的な父親とはみなされない。そのため、夫がAID治療に同意しなかった場合や、非婚の女性がAID治療を受けた場合は、その子どもは法的には父親をもたないことになる。

法律はAIDや養子縁組など、遺伝子上の両親が法的な両親ではないこともありますという事実を認めてはいるが、その子どもに、遺伝子上の父について知る権利を無制限に与えてはいない。1975年より、養子にされた子どもは血のつながった両親についての情報が記載してある登録書を見ることが可能となった。1989年の児童法では、子どもが人工授精によって生まれたか否かを明らかにすることを命じているが、子どもに遺伝子上の親に関する情報を提供することは要求していない。しかし、ドナーが子どもへの情報提供に同意している場合、子どもは遺伝子上の父親について知ることができる。精子提供者は提供の際に子どもへの伝言を書くように依頼されることもある。

### 3. 福祉制度と養育費

イギリスでは、国による貧困者のための福祉対策に、長い歴史がある。18世紀から19世紀にかけて、国は次第に家庭や子どもの福祉に関心を持つようになり、第二次世界大戦後はさらに熱心に取り組んできた。今日では、家族は公共

医療サービス・教育・住宅など、さまざまな領域において政府の支援を受けているが、最低限の生活を維持できる程度の金額で、受給者はステイグマ化される。そして、福祉政策を、両親が二人揃った家父長制的家族に対する福祉対策と見なすことができる。政策において、幼児の世話をすることで女性の家庭外で働く手助けをしようとする試みはほとんど見られず、男性の給料分を補うことで、子どもの世話のために女性を家庭に留めさせるためのものである。しかしながら、福祉支援は、特に右翼的な考え方を持つ人々によって、次第に社会にとっての重荷としてみなされるようになってきた。中でも、ひとり親に対するへの福祉給付問題は、熱い議論のテーマとなってきている。イギリスのシングルマザーの大多数は、全面的にあるいは部分的に国の給付金に頼って生活している。1980年代には、公的支出を縮小するためにシングルマザーへの給付金の削減が有効とみなされた。彼女たちは、本来なら働いているはずの比較的若く健康な女性であり、社会保障予算を不當に使っていると思われていた。

福祉給付金に頼って生活しているシングルマザーの多くが、子どもの父親から養育費をまったく受け取っていなかった。父親の40%が、子どもの母親と別れてから2年以内に子どもとの接触を断っていた<sup>9</sup>。個々が次第に自分の生活を勝手に選択しているにもかかわらず、国（従って納税者）が金を払うべきかどうかについて疑問が沸き起こってきた。メディアの論説や政治家の演説では、一緒に住まない父親たちは、「怠け者」や「無責任者」として描かれたり、自分の子どもが貧しい暮らしを送っているのに、快適に暮らしているとして非難された。1980年代の後半から1990年代初期にかけて、父親にお金を支払わせることでシングルマザーへの給付金を減らそうと試みられた。この時期以前は、扶養料と養育費は法的手続きによって決定されていたが、裁定される金額は、裁判官の気分によって似通った状況の父親たちに対しても大きく異なっており、全く支払わない父親も多かった。裁判所の制度では、非婚の母親はわずか

9 Green Paper (1998:11) .

な支払い金額しか受け取られなかつた。非婚の母親の性的経験や道徳的正しさが裁判所で問題にされることもあつた。1987年の改正家族法では、父親確認がなくても、子どもの父親から経済援助を得ることが可能となつた。

児童法の重要な側面は、非婚の父親に、子どもへの経済的支援を行う責任を法的に負わせているということである。前述したように、法的な親責任をもたないという事実にもかかわらず、それでもなおその子どもを経済的に支援する法的義務がある。言い換えれば、非婚の父親は子どもの養育について何も言う権利をもたないまま、子どもを経済的に支援する義務がある。ひとり親に対する福祉予算を削減するために、児童法は、「父母が揃つた核家族」という理想を意図的に擁護している。

1991年、児童法に合わせ、子どもと同居していない親（たいていは父親）から扶養料を受け取る目的で養育費徴収機関（Child Support Agency, CSA）が設立された。それによって、すべての親は子どもを扶養する道徳的な義務を負うという考え方を強化し、社会保障費から児童福祉の負担を減らす試みがなされた。CSAは親と子どもの遺伝的つながりを強調し、両親が揃つた伝統的な家族を「本当の」家族だと設定している。政府は"家族の生活を強化する"という明確な課題をもつてゐる。子どもは父親と母親の二人をもつ権利があるとみなされ、遺伝子上の父親との接触は子どもの精神的幸福のために望ましいとされている。政府の緑書（政府発行の政策書）には次のように記されている。「父親は子どもの幸福には欠かせないものである。子どもは、積極的で献身的父と母のふたりの親をもつてゐるときにもっとも力を發揮できる」（強調部分は原文による）<sup>10</sup>。

たとえ物理的に不在であつても、父親には、子どもの世話をする義務は依然

---

10 Green Paper 1998:2.

として存在する。父親に経済的支援を強制することは、父親に子どもと関係を保つことにもっと興味を持たせ、そうしたいという気持ちにさせるものと考えられている。親はたとえどのような状況であろうと常に子どもを支援する責任があるという考え方を強化するために、収入が非常に少ない人でも、最小限の金額を支払うことになっている。

政府にとって、CSAは子どもの福祉を確保する手段というより、全国福祉予算を節約する手段である。CSAのサービスは、現在のところ福祉給付金を受けている親に限って利用できる。ケースの未処理分が片付くと、CSAは「私的な」ケース、すなわち子どもの世話をしている親がいずれの福祉給付金を受けていないケースを取り扱う予定である。このような場合、親はサービスを受け扶助料を得るかどうかの選択権があるとみなされるが、両親から支援を受ける子どもの権利を擁護する政府の主張からすると矛盾する。政府は、もっとも弱い立場にある人々の私的生活、すなわち社会福祉給付金を要求する非婚シングルマザーの生活に、干渉することができるのである。

一般的に同居する親と同居していない親は両方ともCSAを嫌う。女性は、関わりたくない元のパートナーに頼ることを強いられてきた。母親側が接触を避けようすると、その態度は裁判所では厳しく追求された。裁判官は母親の意思に反して父親との接触を強要することができる。また、彼女たちは惑わされているのだとか、子どもにとって何が一番かを理解できないのだと非難し、しばしば母親の人格を侮辱してきた。

女性は、子どもの父親との関係について非常に詳細に明かすことをCSAから要求される。情報を提供するのを嫌がったり、提供できなかつたりするシングルマザーは、懲戒として給付金を減らされることもある。子どもは家庭への給付金が削減されればさらなる貧困に陥ることもあり、児童法は子どもにとって本当によりよい生活を生み出すものだとは言えない。同居していない親に払わ

れた養育費と同じ金額は福祉手当から控除される。結果的に収入が増えない。しかし、政府は、女性が就労したと、支払われた養育費は収入になるということを強調することによって、シングルマザーを説得し、CSAと協力させようとしている。そのため、女性はできるだけ父親の関与を確実にするように求められる。裁判制度の下で支払っていた額よりもはるかに多くを支払わされていた父親もいた。将来の生活費や子どもの養育費を見込んでまとめて支払う一括方式を裁判で選択したにもかかわらず、定期的に生活費を払うよう要求された父親もいた。イギリスにおける社会変化の背景に、フェミニズムや女性が次第に自己主張し始めたことは、行き過ぎであると抗議する男性もいた。1990年代半ばまでに、同居していない父親からの定期的な養育費支払いの確保というCSAは、失敗に終わったことが明らかになった。

最初の家族を支援するために、その後再婚の場合に作られた「第二の家族」を困窮させることになるという批判に応じるために、養育費の計算に新たな方式が導入された。以前の計算では、義理の子どもの地位は遺伝子上の子どもよりも低かった。遺伝子上の子どもへの養育費の支払いについて考えたとき、義理の子どもは考慮されなかったからである。しかし、1994年の保守党政府は、義理の家族はシングルマザーの家庭数を減少させるのに重要な役割を果たしており、支援されるべきだと提案した。このようにして、父親には最初の家族と「第二の家族」の両方を支えるという役割が認められた。

同居していない親によって支払われる養育費の額は、新しい方式では、子ども一人に対して週給の15パーセント、二人には20パーセント、三人以上には25パーセントの割合で計算される。「第二の家族」を持っている人々の場合、最初に「第二の家族」の子どもの養育費分が控除され（第一子は15パーセントなど）、その後、最初の家族の子どもの養育費が計算されるのである。子どもと接触を保つための交通費も、高額の場合には例外的に考慮される。

人工授精による父子関係については、CSAは国立公共医療サービスを通じて

行われた精子提供による遺伝子上の父親に対してのみ責任を免除した。母親が精子提供者と個人的に取り決めをした場合は、その提供者は依然として法的に生活費を支払う責任がある。たとえば、レズビアンのカップルがゲイである男性の友人から精子の提供を受けた場合、精子提供者は、いかなる場合でも生まれてくる子どもの父親責任や役割を持たないという同意書に双方がサインをしたとしても、CSAは精子提供者から子どもの養育費を引き出そうとした。遺伝子上の父親は、妊娠の方法や自分たちの関係についての本人や母親の考え方にはかわらず、父親とみなされるのである。

### 結び

婚外子とその親に対する社会的偏見と差別は、1970年代から1980年代にかけて次第に減少した。しかしながら、シングルマザーに費やされる社会福祉予算費の観点から、イギリスの保守党・労働党政府は、子どもの福祉を最優先すると宣言しながらも、父親と母親が揃った家族を理想として政策を進めてきた。昔ながらの「男は稼ぎ手、女は世話人」という規範をパロディ化すると、政府ののもと、非婚の父親に、遺伝子の素材の提供者であり、かつ経済的支援者としての役割を押しつけてきたのである。同棲や婚外出生が選択肢として受け入れられていく中で、人々の現実の生活の変化を真正面から捉えた取り組みをほとんどしてこなかった。その変わりに、引き継いだ政府は婚外出生と非婚のシングルマザーを減らし、子どもの最善の利益として異性間の法律婚を促進することを課題としてきた。そうすることによって政府は、婚外出生と非婚の親に対する歴史的なステイグマ復活およびその永続化に手を貸してきたのである。

### 参考文献

- Annual Abstract of Statistics (Office for National Statistics, 2000) .  
Cretney, Stephen M.: *Family Law, Fourth Edition* (Sweet and Maxwell, 2000) .

- Curzon, L.B.: *Family Law* (Cavendish Publishing, 1995) .
- Green Paper presented to Parliament in July 1998: *Children First: a New Approach to Child Support*" (The Stationery Office, 1998) .
- Hartley, Shirley Foster: *Illegitimacy* (University of California Press, 1975) .
- Kiernan, Kathleen, Land, Hilary and Lewis, Jane: *Lone Motherhood in Twentieth-Century Britain: From Footnote to Front Page* (Clarendon Press, Oxford, 1998) .
- Smith, Joan: *Moralities: Sex, Money and Power in the 21<sup>st</sup> Century* (Allen Lane, The Penguin Press, 2001) .
- Social Trends 29* (Office for National Statistics, 1999) .
- Social Trends 31* (Office for National Statistics, 2001) .
- Swain, Shurlee with Renate Howe: *Single Mothers and their Children* (Cambridge 1995) .
- Wallbank, Julie A.: *Challenging Motherhood (s)* (Pearson Education, 2001) .